

ダラス領事出張サービスの御案内

当館は、皆様の在外選挙人登録申請及び、各種証明書の受付、旅券（パスポート）の交付等を実施する為、下記にて「領事出張サービス」を実施します。

1. 日時 2月20日（火）午後14：30～17：30
 2月21日（水）午前09：30～11：00
2. 会場 : ダラス日本人会（4101, McEwen Suite 245 Dallas, TX 75244）
3. 電話番号：972-458-0478（ダラス日本人会）

（従来との変更点）

- ※1 従来、ダラス日本人会へ事前にサービス利用についての予約が必要でしたが、今回については平成30年1月22日（月）（当館必着）までに、旅券については必要書類を在ヒューストン総領事館宛郵送し、証明については住所、氏名、電話番号、希望する証明書の種類を下記のEメールにてご連絡下さい。
Eメール受信後、当方より連絡を行いますが、一定時間を経過しても返信がない場合には、お手数ですが、再度ご連絡をお願いします。
- ※2 当日は旅券の手交、証明の受付等は先着順とさせていただきます。出張サービス終了時刻直前は混雑が予想されるため、終了30分前には会場にお入りいただきますようお願い申し上げます。

（連絡先）

旅券：713-652-2977 内線 2111 (ryoji@ho.mofa.go.jp)
証明：713-652-2977 内線 2109 (shomei@ho.mofa.go.jp)

当日は、その他各種ご相談も受け付けています。

在外選挙人登録申請受付

1. 投票のための手続き

- 海外で日本の国政選挙に投票するためには、まず在外選挙人名簿への登録申請を行い、あらかじめ「在外選挙人証」を取得していただく必要があります。申請から「在外選挙人証」の発行までには時間がかかる場合があります。お早めに申請をお願いします。

2. 登録資格

- 年齢満18歳以上で日本国籍を持ち、在ヒューストン日本国総領事館の管轄区域内（テキサス州及びオクラホマ州）にお住まいの方。日本の最終住所地で転出届を提出している方。
※公職選挙法等の一部を改正する法律が成立したことに伴い、平成28年6月19日（改正法施行日）より、衆議院議員及び参議院議員の選挙権年齢が、これまでの「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられました。

3. 登録方法

- 本来、在外選挙人登録は、在外公館にて申請を行っていただくこととなっていますが、「登録受付出張サービス」の際には、各出張先で申請を行うことができます。
- 申請者本人による申請のほか、同居家族を通じて申請ができます。その場合は、下記4. の書類に加え「申出書」、ならびに申請に来られる同居家族の方の旅券をお持ち下さい。「登録申請書」と「申出書」のフォームは総

旅券申請書は従来紙媒体のみでしたが、今般インターネットからもダウンロード可能になったもの
です。必要事項入力後、印刷の上、当館にご送付頂く必要がありますのでご留意下さい。

サイトはこちら→ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

なお、当面の間は、在外公館に限っての先行運用となり、日本国内につきましては、今後の運用状況を確認しながら準備を進めていくこととなります。そのため、日本国内で旅券申請を行う場合には、ダウンロード申請書はご利用頂けませんので、引き続き従来の申請書様式に記入の上、申請いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

- 一般旅券発給申請書（5年、10年）
- 一般旅券発給申請書（記載事項変更用）
- 一般旅券増補申請書
- 紛失一般旅券等届出書

申請書を作成した後は、所定の箇所に直筆による署名の上、写真、戸籍謄本など必要な書類とともに、最寄りの大使館や総領事館の領事窓口までご送付頂くことで、パスポートの申請を行うことができます。

② 旅券受領の日前六ヶ月以内に作成された戸籍謄（抄）本、原本1通（コピー不可）

※切り替え発給申請（現在お持ちの旅券が正式受理の日（旅券の受領に出張サービス会場に来る日）にまだ有効な場合）の際は氏名および本籍地等の内容に変更がない場合は戸籍謄（抄）本の提出は省略できます。また場合によっては、戸籍謄（抄）本を提出して頂くこともありますのであらかじめご了承下さい。

③ 申請者の写真1葉（注）※アメリカのパスポート用写真を使用できますが、顔が大きくなりすぎないようにお願いいたします。（影がなく、ブレていない明るい写真）貼らないで、写真の裏面に名前を記入し、同封して下さい。クリップで留めないでください。郵送中、クリップにて写真に傷が入る場合があります。

④ 現在お持ちの旅券のコピー

現在お持ちの有効なパスポート（有効期限が過ぎている場合は、一番最近取得したパスポート）のコピー（見開きページ（顔写真、書面欄のページ）から追記欄6ページまで。但し、追記がない場合、見開きページのみ）を送付してください。パスポート原本は郵送しないで下さい。

⑤ 本人確認のための写真付きの身分証明書（有効な運転免許証等）のコピー

現在お持ちのパスポートの有効期限が過ぎている場合又は、初めて旅券を申請される場合は、現在お持ちの旅券のコピーに加えて本人確認のための写真付きの身分証明書（有効な運転免許証等）のコピー、新生児の方等で写真付きの身分証明書が無い場合は、法定代理人の方の写真付き身分証明書（有効な日本国パスポート等）のコピーを添付して下さい。

⑥ 米国滞在許可に関する書類のコピー

- 有効な米国査証のページのコピー、永住の方は有効な Permanent Resident Card のコピー
- 二重国籍の方は、米国出生証明書や米国旅券で出生地（Birth Place）が米国のもの、戸籍謄（抄）本で出生地が米国であること又は、父または母が米国籍であることが記載されているもののいずれかのコピー

⑦ 外国式氏名の綴りが確認できる外国政府発行の書類

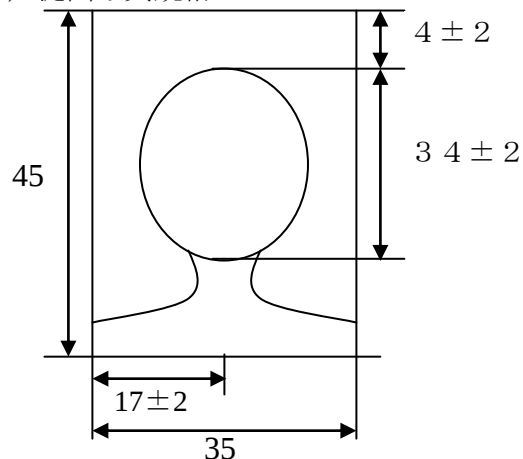
旅券面の氏名表記が非ヘボン式の表記（外国式氏名が戸籍に記載されている場合）又は、別名併記（外国式の氏名が戸籍に記載されていないが、戸籍上の氏名の後に括弧書きを希望する）の場合は、婚姻証明書・米国旅券・米国出生証明書等の書類のコピーを添付してください。

※婚姻による別名併記を今回初めて希望される場合は、婚姻の事実が確認できる6ヶ月以内に発行された戸籍謄本または抄本原本1通が必要です。

⑧ 未成年の申請における確認書

⑨ 同意書：ダラス出張サービス用の同意書を御使用下さい。

(注) 提出写真規格



1. 申請者（請求者）本人のみが正面を向いて撮影されたもの。
2. 提出の日6ヶ月以内に撮影されたもの。
3. 縁なしで左記図画面の各寸法を満たしたもの（顔の寸法は頭頂から顎まで）
4. 無帽であるもの（申請者（請求者）の申出により、外務大臣、各都道府県知事又は領事館が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く）
5. 背景（影を含む）が無いもの。

*** 一般旅券発給申請書には署名をする箇所が2箇所（もしくは3箇所）ございます***

1. 表面(ダウンロードされた方は1ページ目)の顔写真の下にある所持人自署

- 所持人自署は新規発行旅券に表記（転写）される署名になりますので、申請者ご本人の署名であれば日本語でも英語でも問題ありません。ただし修正液等での訂正は不可。新規旅券を受け取られる日付（交付希望日）の時点で6歳未満のお子様の申請の場合、法定代理人による代理署名が可能です。（詳細は書き方の見本をご覧ください）

2. 裏面(ダウンロードされた方は2ページ目)の申請者署名および法定代理人署名

- 申請者署名欄は、申請者ご本人が戸籍に記載のとおりのお名前が日本語かい書体で署名して下さい。新規旅券を受け取られる日付（交付希望日）の時点で6歳未満のお子様の申請の場合、法定代理人による代理署名が可能です。お子様のお名前の後ろに“父代筆”や“母代筆”と書き加えて下さい。（詳細は書き方の見本をご覧ください）
- 法定代理人署名欄は、申請者が新規旅券を受け取られる日付（交付希望日）の時点で20歳未満の場合、法定代理人が必ず日本語かい書で法定代理人署名欄にかい書体で署名をして下さい。（詳細は書き方の見本をご覧ください）

＊ ご注意 ＊

書類送付後、当館に書類が到着したかの確認のため旅券担当までご連絡を
お願いいたします。

旅券担当

TEL : 713-652-2977 内線 : 2111

各種証明の受付

以下の証明を希望される方は、1月22日（月）までに当館証明係にご連絡下さい。
（メールアドレス：shomei@ho.mofa.go.jp）
※出張サービス当日に以下の書類をご持参下さい。

署名証明

- ② 有効な日本旅券（原本及び写し）※旅券の記載内容に変更がある場合は、6ヶ月以内に発行された戸籍謄本の原本
 - ③ 米国運転免許証（原本及び写し）
 - ④ 米国滞在許可証（永住の方は、グリーンカード）（原本及び写し）
 - ⑤ 手数料として1通につき15ドルをご持参下さい。
（パーソナルチェックやクレジットカードは受け付けていませんのでご注意ください。）
- ※署名すべき書類がある方は署名せずにその書類をご持参ください。

在留証明

- （1）有効な日本旅券（原本および写し）※旅券の記載内容に変更がある場合は、6ヶ月以内に発行された戸籍謄本の原本
- （2）米国運転免許証（原本及び写し）
- （3）米国滞在許可証（永住の方は、グリーンカード）（原本及び写し）
- （4）手数料として1通につき11ドルをご持参ください
（パーソナルチェックやクレジットカードは受け付けていませんのでご注意ください。）

旅券所持証明

- （1）有効な日本国旅券の原本 ※コピーは必要ありません。
 - （2）有効な米国滞在許可証 ※コピーは必要ありません。
 - （3）手数料として1通につき19ドルをご持参下さい。
（パーソナルチェックやクレジットカードは受け付けていませんのでご注意ください。）
- ※申請者がお子様の場合は、法定代理人の方の日本国旅券および米国滞在許可証のコピー

婚姻証明

- （1）双方の有効な日本国旅券（原本および写し）
- （2）発行日より3ヶ月以内の戸籍謄本（抄本不可）原本1通（婚姻の事実が記載されているもの）
- （3）有効な米国滞在許可証（永住の方はグリーンカード）（原本および写し）
- （4）手数料として1通につき11ドルをご持参下さい。
（パーソナルチェックやクレジットカードは受け付けていませんのでご注意ください。）

出生証明

- （1）有効な日本国旅券（原本および写し）
 - （2）戸籍謄本または抄本原本1通
 - （3）米国滞在許可証（永住の方はグリーンカード）（原本及び写し）
 - （4）手数料として1通につき11ドルをご持参下さい。
（パーソナルチェックやクレジットカードは受け付けていませんのでご注意ください。）
- ※申請者がお子様の場合は、法定代理人の方の日本国旅券および米国滞在許可証のコピー

- * 在留証明発行において、証明の提出先を記入していただく必要がございますので、あらかじめご確認の上、申請願います。（法務省、さいたま銀行〇〇支店など）
- * 在留証明において、お持ちのパスポートに記載されている本籍と現在の本籍地が違う場合は、戸籍謄本又は抄本の提示が必要となりますのご持参ください。

- * 在留証明、署名証明において、米国運転免許証に記載されている住所に省略があったり、現住所と異なる場合は、水道、電気、ガス等の公共料金の請求書（又は領収書）の一番新しいものをご持参下さい。
- * 在留証明において、過去の滞在期間の証明を希望される方は、滞在期間を確認できる文書（公共料金の請求書（又は領収書））等をご持参下さい。

上記証明書手数料の支払いは、パーソナルチェックやクレジットカードは受領できませんのでご注意ください。

証明について、当日は申請受付のみです。

※交付については、後日、当館より郵送いたしますので、**返信用封筒（Post Office Priority Mail Flat Rate Envelope \$6.65 切手貼付、USPS Tracking #が貼付されているもののみ、）**をご用意下さい。（返信の住所等、必要な箇所は全部事前にご記入下さい。）

※返送までの所要期間は、1週間から10日間ほどかかりますので、ご了承ください。

証明担当連絡先電話番号：713-652-2977 内線2109番

JR パス購入のための在留届の写しの交付申請について

平成29年6月1日より、JR パス購入時に「在留期間が連続して10年以上であることを確認できる書類」の提示が必要となりました。JR グループでは「在留期間が連続して10年以上であることを確認できる書類」として、米国グリーンカード、在留証明、在留届の写しが該当するとしております。まずは、ご自身のご事情や状況を踏まえ提出書類を選択して下さい。JR によりますと、1989年以降に発行された米国グリーンカードをお持ちで、取得から10年以上経過している方は在留届の写しや在留証明を取得する必要はありません

（※JR パスの購入方法や購入条件の詳細等については [JR パスのホームページ](#) をご覧下さい。）

その上で、在留届の写の交付申請を希望される方につきましては、以下の要領にてご申請を御願い致します（在留証明のご希望の方は、在留証明の箇所をご覧下さい）。こちらは事前にご連絡のあった方のみ対応可能で、当日出張サービス会場で申請をする場合は対応ができかねますので、ご了承願います。希望される場合には、1月22日までに当館証明係までご連絡下さい。

（メールアドレス：shomei@ho.mofa.go.jp）

※出張サービス当日に以下の書類をご持参下さい。

1. 在留届の写しを申請できる方

- (1) 10年以上前に在留届を提出されている方で、現在も引き続き当地に在留中の方
- (2) 上記(1)の方と同居中のご家族で在留届の同居者欄に記載されており、且つ滞在歴が10年以上であることが記載されている方
- (3) 在留期間が10年以下であるが上記(2)に該当する12歳未満の小児（届出上の同

居家族と一緒に JR パスを利用する場合に限る)

2. 必要書類

(1) 「[在留届の写し交付申請書](#)」 (当館のホームページにあります。)

申請者の旅券原本 (申請者が複数いる場合は全員分) (同居人についても申請する場合は、同居人分も必要です)

(2) 「[個人情報提供に関する同意書](#)」 (当館のホームページにあります。)

3. 手数料

無料

4. 注意事項

- ・届出から **10 年間経過**していない方への交付はできません (**12 歳未満**で同居人として記載されている方を除く)。
- ・同居人についても、**12 歳未満**の小児を除き、滞在歴が **10 年以上**であることが記載されている必要があります (滞在歴が **10 年未満**の **12 歳以上**の方が同居人として記載されている場合は、その方についての記載箇所は黒塗りしてお渡しすることになります。)。
- ・同居人については同意書が提出されていれば出頭は免除されますが、旅券原本の提出は必ず必要です。
- ・未成年者も含め、同居人からの同意書が無い場合、同居人分は交付できません。(同意書の無い同居人については、その方についての記載箇所は黒塗りしてお渡しすることになります。)。

パスポート仮申請制度利用のための旅券発給申請書請求シート (ダラス領事出張サービス専用)

パスポート仮申請制度は、当館管轄内（テキサス州、オクラホマ州）で遠隔地にお住まいの方の便宜を図るために実施しているものです。

仮申請の流れは、以下のようになります。

1. 【書類請求】

申請者にて、旅券申請書請求シート（本用紙）と、切手を貼った返信用の空封筒、この2つを封筒に入れ当館へ郵送。

↓
当方より折り返し、送付頂いた返信用の空封筒に旅券申請書及び仮申請説明書を入れて申請者に返送。→申請者が旅券申請書及び仮申請説明書を受領。

2. 【申請書送付】

申請者が旅券申請書及び同意書等に必要事項を記載の上、関連書類とともに当館に郵送。

↓
当館にて新しいパスポートを作成。

3. 【旅券受領】

↓
交付希望日（領事出張サービス実施日）に新しいパスポートを申請者が領事出張サービス会場にて受領。

下記の必要事項をご記入頂いて、返信用封筒（9 X 12 インチサイズ、2.00 ドル相当の切手貼付、氏名・現住所を明記）を同封の上、当館まで送付して下さい。

- 申請者氏名：_____（申請者が複数の場合は代表者名のみ記入）
- 申請者ローマ字氏名：_____
- 現住所（英語で記入して下さい）_____
- 連絡先電話番号： _____（自宅） _____（携帯）
- 旅券申請書の種類：☐ 5年旅券申請書（20歳未満は5年旅券のみ）・・・ 枚
☐ 10年旅券申請書・・・ 枚
☐ 記載事項変更の申請書・・・ 枚

送付先

Consulate-General of Japan Passport Section 909 Fannin St. Suite 3000 Houston, TX 77010
--

在ヒューストン日本国総領事館電話番号：713-652-2977

同意書（ダラス出張サービス用）

在ヒューストン日本国総領事館 御中

私は、ダラスの出張サービスにおいての郵送での一般旅券の発給申請（仮受付）

に際し、 月 日の申請・交付予定日時に出頭しない場合は、当該申請を自ら取り下げ（辞退）

*交付希望日時をご記入ください。

したものとして処理されることに同意いたします。

※出張サービスの別の日に来られても申請取り下げになります。

年 月 日

申請者氏名：_____

申請者署名：_____

住所：_____

電話番号（自宅）_____

（携帯）_____

（勤務先）_____

Eメールアドレス_____

※申請者がお子様の場合は、保護者の方の電話番号、Eメールアドレスをご記入下さい。

※申請者が複数の場合は、各申請者1枚ずつの同意書が必要です。

※申請者が満6歳以上のお子様の場合は、申請者ご本人が署名して下さい。

旅券受領の際は、必ず申請者ご本人が（お子様の場合もご本人をお連れ下さい）現在お持ちの有効な旅券（有効期限が過ぎている場合は、一番最近取得した旅券）、手数料をお持ちになってお越し下さい。

※以上に加えて、現在お持ちになっている旅券が失効している場合は、有効な写真つき身分証（運転免許証等）もお持ち下さい。（お子様の場合は、ご両親どちらかの身分証でも可）

※Permanent Resident Card（グリーンカード）をお持ちの方は、Permanent Resident Card もお持ち下さい。

※旅券手数料を出張サービス会場にご持参下さい。（おつりのないよう、現金のみ。パーソナルチェックやクレジットカードは受け付けておりません。）

10年間有効旅券（20歳以上）\$145

5年間有効旅券（12歳以上）\$100

5年間有効旅券（12歳未満）

\$55

記載事項変更 \$55

※この同意書は、念のためコピーを取り、保管しておいてください。

ダラス領事出張サービス

未成年の旅券申請における確認書

(0 歳—15 歳までの申請の場合)

* 今回の旅券申請が 0 歳から 15 歳のお子様の場合、申請者の法定代理人がこの書類に署名していただく必要があります。

今回の旅券申請において

法定代理人双方が同意していることに相違ありません。

ヒューストン総領事館
909 Fannin St Suite 3000
Houston TX, 77010
TEL: 713-652-2977

平成 年 月 日

申請者氏名 :

法定代理人署名 :